

7 生徒指導・教育相談

(5) 児童生徒への指導

エ 〈児童虐待への対応〉

児童虐待

近年、家庭支援センター（児童相談所）へ、児童虐待対応件数が年々増加している。また、子どもの生命が奪われるなど、重大な児童虐待事件も後を絶たず、社会全体で取り組むべき重要な課題である。学校の教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならないということや、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は速やかに児童相談所等に通告しなければならないということが「児童虐待の防止等に関する法律」の第5条及び第6条に定められており、子どもたちの身近にいる学校の教職員に課せられた責務は極めて重大である。教職員は児童虐待に関する正確な知識をもち、その理解を深め、予防及び早期発見等に努めるとともに、適切な対応が求められている。

児童虐待の定義

「児童虐待」とは、保護者（児童を現に監護するもの）がその監護する児童（18歳未満の者）について次に掲げる4種類の行為である（「児童虐待の防止等に関する法律」第2条より）。

1 身体的虐待

子どもの身体に痛みと苦痛が生じ、又は外傷の生じるおそれのある暴行を加えたり子どもの命を危うくするような怪我をさせたりすること。外側からは簡単に見えないような場所に外傷があることも多くある。

2 性的虐待

子どもにわいせつな行為をすること、又は、わいせつな行為をさせたり見せたりすること。子どもをポルノグラフィの被写体にすることも含まれる。

3 ネグレクト

子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。これには、保護者以外の同居人による1、2、4の虐待行為を放置することも含まれる。

4 心理的虐待

著しい暴言や拒絶的な態度等、子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。子どもの存在を否定するような言動が代表的であるが、兄弟姉妹との間に不当なまでの差別的な待遇をする場合もある。また、子どもの目前での配偶者間暴力や暴言、いわゆるドメスティックバイオレンス（DV）やその他の家族に対する暴力や暴言もこれに当たる。

（配偶者：婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

児童虐待の影響

児童虐待は、子どもの心身の発達や人格形成に重大な影響を及ぼし、我が国における将来世代の育成にも懸念を及ぼすことが指摘されている。また、その影響は虐待を受けていた期間、その態様、子供の年齢や性格等によって様々であるが、身体面、知的発達面、心理面等様々な領域にわたっている。丁寧に理解していくことが子どもたちの援助には必要となる。

児童虐待への具体的 対応

児童虐待の早期発見のポイントや対応等について校内研修を実施し、組織的な対応の周知徹底を図る。

資料⑫⑬ P166・167・168

○児童虐待の早期発見のポイント

- ・顔や腕、足等に傷やけが、人から受けたと思われるやけどのあとがある。
- ・体重の減少や身長伸びが悪いなど、発育不良が見られる。
- ・体や服がいつも汚れていたり、異臭がしたり、季節に合わない服装をしたりしている。
- ・表情が乏しく、受け答えが少ない。
- ・保護者の前では硬くなり、極端に恐れている。
- ・保護者といるとおどおどし、落ち着きがない。
- ・落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、他人をいじめたりする。
- ・理由のはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。
- ・金銭の持ち出しや万引き等の問題行動を繰り返す。

*子どもの変化に「気づく」力を磨くことが重要である。

*児童虐待と発達障害は行動面での類似点が多く峻別が難しいため、適切に見立てて支援をしていく必要がある。

○児童虐待を疑ったときの対応～相談機関との連携・通告～

- ・必ず管理職に報告し、速やかに関係機関へ通告する。
- ・家庭訪問等で再確認することは避け、既存の情報により組織的で速やかな対応を行う。
- ・関係機関と連携しながら対応し、子どもの心身の状態について経過を観察しつつ、学校として支援可能な事柄に全力を注ぎ、中・長期的フォローアップ体制を整える。
- ・保護者から情報元（虐待を認知するに至った端緒や経緯等）に関する開示の求めがあっても伝えない。

《参考資料》

- 「児童虐待の防止等に関する法律」（令和4年6月改正）
- 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（文部科学省 令和2年6月改訂）
- 「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（文部科学省 令和2年1月）
- 「養護教諭のための児童虐待対応の手引」（文部科学省 平成19年10月）
- 「子どものSOSサインを見逃さないために！」～教職員のための児童虐待防止・対応リーフレット～
（京都府教育委員会 令和3年3月改訂）
- 「子どもたちを児童虐待から守るために」教育相談リーフレット（京都府総合教育センター 平成27年3月）